

「TXつくば駅南北自由通路（土浦境線）公共掲示板の利用に関する要領」

（目的）

第1条 この要領は、南北自由通路（土浦境線）における掲示物の掲示について必要な事項を定め、壁面の効率的な有効活用、良好な環境を保全するために定める。

（申請）

第2条 つくば市は、掲示物（ポスター等で概ねA1判以内）の掲示を希望する者（各機関の長）に、掲示物の写し（A4サイズ）を添えて観光物産課に別紙申請書を提出させるものとする。

他法令（つくば市広告条例等）による手続きが必要な場合は、申請者及び申請機関の担当者自らが処理するものとし、処理後でなければ申請を受け付けないものとする。

（審査）

第3条 つくば市は、別紙許可基準に基づき内容を精査の上、掲示の可否を決定するものとする。

（掲示）

第4条 つくば市は、別紙許可基準の優先順位により、掲示板の掲示状況に応じて掲示物（受領印を押印）を掲示するものとする。

2 掲示物が事故等により棄損した場合、市は一切責任を負わないものとする。

3 掲示に際し、申請者が市に損害を与えた場合は、申請者に賠償させるものとする。

（撤去）

第5条 つくば市は、別紙許可基準の優先順位に基づき、掲示物を自由に撤去することができるものとする。

（変更）

第6条 つくば市は、この要領について、申請者に事前に通知することなく変更することができるものとする。

（その他）

第7条 つくば市は、申請者が許可の条件に違反した場合、掲示物を撤去することができる。また、次回以降の利用を認めないものとする。

付 則

1 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

T X つくば駅南北自由通路（土浦境線）公共掲示板の許可基準

つくば市は、以下の基準に適合するものに限り、「T X つくば駅南北自由通路公共掲示板の利用に関する要領」に従って掲示を許可するものとする。

- 1．行政機関及びこれに類する教育研究機関等，その他公益的団体が作成したものであって，広く一般を対象とする公共的事業（イベント等）に関するものであること。
- 2．イベント等については，1 に該当する機関が主催もしくは共催するものであること。後援は不許可とする。
- 3．入場料及び参加料等を徴収するイベント等，その他の収益事業については不許可とする。但し，地方自治体が主催するものについてはこの限りでない。
- 4．掲示の優先順位は下記のとおりする。
 - つくば市
 - 市出資法人等または観光物産課長が必要と認めるもの
 - 市内教育・研究機関等
 - 国・県・他自治体
 - つくば市・市教育委員会の後援事業
 - その他

講演会・イベント等告知に係るポスターについては，市内で開催されるものを優先する。